

新潟市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成24年12月21日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第98号

新潟市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 歩道等（第4条—第11条）

第3章 立体横断施設（第12条—第17条）

第4章 乗合自動車停留所（第18条・第19条）

第5章 路面電車停留場等（第20条—第22条）

第6章 自動車駐車場（第23条—第33条）

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第34条—第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項に規定する道路移動等円滑化基準（以下「道路移動等円滑化基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設け

る傾斜路，通路若しくは階段，路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から縁石，手すり，路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物，物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。

(2) 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。

(3) 視覚障がい者誘導用ブロック 視覚障がい者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

2 前項に定めるもののほか，この条例において使用する用語は，法第2条，道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第4号及び第13号並びに新潟市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年新潟市条例第96号。以下「道路構造条例」という。）第2条に定めるところによる。

（基本方針）

第3条 道路移動等円滑化基準は，新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例（平成24年新潟市条例第51号）第3条に規定する基本理念にのつとるとともに，道路構造条例に定める基準を踏まえて定めるものとする。

第2章 歩道等

（歩道）

第4条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には，歩道を設けるものとする。

（有効幅員）

第5条 歩道の有効幅員は，道路構造条例第14条第3項に規定する幅員の値以上とする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は，道路構造条例第13条第2項に規定する幅員の値以上とする。

3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は，当該歩道等の高齢者，障害者等の交通の状況を考慮して定める。

(舗装等)

第6条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 3 排水施設の蓋の構造は、つえ等が落ち込むことの無い構造とするよう配慮する。

(勾配)

第7条 歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

- 2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、1パーセント以下とする。ただし、前条第1項ただし書の特別の状況によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

(歩道等と車道等の分離)

第8条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下「車道等」という。）又は自転車道に接続して縁石線を設けるものとする。

- 2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは15センチメートル以上とし、当該歩道等の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を考慮して定める。
- 3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合は、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

(高さ)

第9条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、5センチメートルを標準とする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りでない。

- 2 前項の高さは、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定める。

(横断歩道に接続する歩道等の部分)

第10条 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は2センチメートルを標準とする。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に転回できる構造とする。

（車両乗入れ部）

第11条 第5条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第7条第2項に規定する基準を満たす部分の有効幅員は、2メートル以上とする。

第3章 立体横断施設

（立体横断施設）

第12条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 エレベーター又は傾斜路のほかに、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合は、エスカレーターを設けるものとする。

（エレベーター）

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターの構造は、次に掲げるとおりとする。

（1） かごの内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

（2） 前号の規定にかかわらず、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車いす使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあっては、内法幅は1.4メートル以上

とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3) かご及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号に規定する基準に適合するエレベーターにあっては90センチメートル以上とし、前号に規定する基準に適合するエレベーターにあっては80センチメートル以上とすること。

(4) かご内に、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号に規定する基準に適合するエレベーターにあっては、この限りでない。

(5) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。

(6) かご内に手すりを設けること。

(7) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

(8) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

(9) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

(10) かご内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

(11) かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障がい者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障がい者が容易に操作できる構造とすること。

(12) 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とすること。

(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場

合は、この限りでない。

(傾斜路)

第14条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）の構造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、1メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、設けないこと。
- (4) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (5) 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (6) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (7) 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大ききこと等により当該勾配部分を容易に識別できるものとする。
- (8) 傾斜路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (9) 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

(エスカレーター)

第15条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターの構造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。
- (2) 踏み段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。

- (3) 昇降口において、3枚以上の踏み段が同一平面上にあること。
- (4) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できること。
- (5) くし板の端部と踏み段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できること。
- (6) エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
- (7) 踏み段の有効幅は、1メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合は、60センチメートル以上とすることができる。

(通路)

第16条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路の構造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅員は、2メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮すること。
- (2) 縦断勾配及び横断勾配は設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合は、この限りでない。
- (3) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (4) 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 通路の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(階段)

第17条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）の構造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅員は、1.5メートル以上とすること。

- (2) 2段式の手すりを両側に設けること。
- (3) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- (4) 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- (6) 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できること。
- (7) 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けないこと。
- (8) 階段の両側には、立ち上がり部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (9) 階段の下面と歩道等の路面との間が2.5メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合は、柵その他これに類する工作物を設けること。
- (10) 階段の高さが3メートルを超える場合は、その途中に踊場を設けること。
- (11) 踊場の踏み幅は、直階段にあつては1.2メートル以上とし、直階段以外の階段にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

第4章 乗合自動車停留所

(高さ)

第18条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とする。

(ベンチ及び上屋)

第19条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

第5章 路面電車停留場等

(乗降場)

第20条 路面電車停留場の乗降場の構造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては2メートル以上とし、片側を使用するものにあつては1.5メートル以上とすること。
- (2) 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- (3) 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。
- (4) 横断勾配は、1パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- (5) 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (6) 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。
- (7) 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(傾斜路の勾配)

第21条 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合は、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- (2) 横断勾配は、設けないこと。

(歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第22条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分における軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

第6章 自動車駐車場

(障がい者用駐車施設)

第23条 自動車駐車場には、障がい者が円滑に利用できる駐車のために供する部分（以下「障がい者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 障がい者用駐車施設の数、は、自動車駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。

3 障がい者用駐車施設の構造は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該障がい者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 有効幅は、3.5メートル以上とすること。

(3) 障がい者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(障がい者用停車施設)

第24条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障がい者用駐車施設を設ける階には、障がい者が円滑に利用できる停車のために供する部分（以下「障がい者用停車施設」という。）を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 障がい者用停車施設の構造は、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該障がい者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

(2) 車両への乗降のために供する部分の有効幅は1.5メートル以上とし、有効奥行きは1.5メートル以上とする等障がい者が安全かつ円滑に乗降できる構造とすること。

(3) 障がい者用である旨を見やすい方法により表示すること。

(出入口)

第25条 自動車駐車場の歩行者の出入口の構造は、次に掲げるとおりとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口の有効幅は、1.2メートル以上とすること。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、1以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、それら以外の出入口にあつては車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(通路)

第26条 障がい者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障がい者用駐車施設に至る通路のうち1以上の通路の構造は、次に掲げるとおりとする。

(1) 有効幅員は、2メートル以上とすること。

(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。

(3) 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第27条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障がい者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち1以上のエレベーターは、前条の出入口に近接して設けるものとする。

3 第13条第1号から第4号までの規定は、第1項の規定により設けるエレベーター（前項の規定により設けるエレベーターを除く。）について準用する。

4 第13条各号の規定は、第2項の規定により設けるエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第28条 第14条各号の規定は、前条第1項ただし書の傾斜路について準用する。

(階段)

第29条 第17条各号の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第30条 屋外に設けられる自動車駐車場の障がい者用駐車施設、障がい者用停車施設及び第26条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第31条 障がい者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所の構造は、次に掲げるとおりとする。

(1) 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障がい者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

(2) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

(3) 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

(4) 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障がい者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち1以上の便所は、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

(2) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第32条 前条第2項第1号の便房を設ける便所の構造は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第26条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち1以上の通路

は、同条各号に定める構造とすること。

(2) 出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。

(4) 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

(5) 出入口に戸を設ける場合は、当該戸の構造は、次に掲げるとおりとする。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(6) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第2項第1号の便房の構造は、次に掲げるとおりとする。

(1) 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(2) 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

(3) 腰掛便座及び手すりを設けること。

(4) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第1項第2号、第5号ア及びイ並びに第6号の規定は、前条第2項第1号の便房の構造について準用する。

第33条 前条第1項第1号から第3号まで、第5号ア及びイ並びに第6号並びに前条第2項第2号から第4号までの規定は、第31条第2項第2号の便所について準用する。

この場合において、前条第2項第2号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等

(案内標識)

第34条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障

害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

- 2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障がい者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障がい者誘導用ブロック)

第35条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設するものとする。

- 2 視覚障がい者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とする。

- 3 視覚障がい者誘導用ブロックには、視覚障がい者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障がい者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第36条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(照明施設)

第37条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

- 2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合は、この限りでない。

(防雪施設)

第38条 歩道等及び立体横断施設において、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所には、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、第4条の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭さく部又は屈曲部その他の自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の設けることができる。

3 第4条の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、第5条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を1.5メートルまで縮小することができる。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、第5条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を1メートルまで縮小することができる。

5 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないため、第9条第1項に規定する基準を適用することが適当でないと認められる場合は、当分の間、当該基準によらないことができる。

6 第11条に規定する有効幅員について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、当分の間、第11条の規定の適用については、同条中「2メートル」とあるのは、「1メートル」とする。